

運転免許証自主返納支援事業

～珠洲市では運転免許証を自主的に返納された方を支援します～

高齢ドライバーによる交通事故防止を図るため、運転免許証の自主返納者に対して、自動車に代わる交通手段として利用できるタクシーの利用券を発行いたします。

少しでも運転に不安を感じている方は、運転免許証の返納を、是非ご検討ください。

対 象 者

- 珠洲市の住民基本台帳に記録されている方（外国人含む）で、
満年齢70歳以上の方
- 有効期限内のすべての運転免許証を自主返納した方

支 援 内 容

石川県内統一のタクシー利用券（2万円分）

※ この支援事業は、1人1回限りです。

～ 交付までの流れ ～

自主返納される本人が申請を行って下さい

まず、

珠洲警察署

交通課窓口で、運転免許証の取消申請をして下さい。

運転免許証が取り消されると『申請による運転免許証の取消通知書』が交付されます。その際、取消を受けた運転免許証（穴が開けられ、裏面に取消された旨記載）もお受け取り下さい。

- ◇ 受付時間 平日の午前8時30分～午後4時
- ◇ 必要なもの (有効期限内の) 運転免許証

お問合せ
(珠洲警察署内) 珠洲交通安全協会
☎ 82-0110

次に (30日以内に)、

珠洲市役所

(本庁舎3階)総務課危機管理室で、自主返納支援の手続きをして下さい。

- ◇ 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時
- ◇ 必要なもの
 - ① 珠洲警察署で交付された『申請による運転免許の取消通知書』
 - ② 取消を受けた運転免許証

お問合せ
(珠洲市役所) 総務課危機管理室
☎ 82-7725